

議案第15号

大阪市児童相談所条例の一部を改正する条例案

大阪市児童相談所条例（昭和39年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																		
別表（第1条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>大阪市 南部こ ども相 談セン ター</td><td>大阪市<u>平野</u> <u>区喜連西</u> 6 丁目</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	[略]			大阪市 南部こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>平野</u> <u>区喜連西</u> 6 丁目	[略]	別表（第1条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[同左]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>大阪市 南部こ ども相 談セン ター</td><td>大阪市<u>中央</u> <u>区森ノ宮中</u> 央1丁目</td><td>[同左]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	[同左]			大阪市 南部こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>中央</u> <u>区森ノ宮中</u> 央1丁目	[同左]
名称	位置	所管区域																	
[略]																			
大阪市 南部こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>平野</u> <u>区喜連西</u> 6 丁目	[略]																	
名称	位置	所管区域																	
[同左]																			
大阪市 南部こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>中央</u> <u>区森ノ宮中</u> 央1丁目	[同左]																	
備考 表中の[ ]の記載は注記である。																			

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説明

南部こども相談センターの位置を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。